

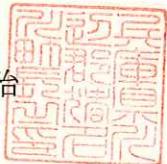
猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月31日

猪名川町長 福田 長治

記



1 協議の場を設けた区域の範囲

下阿古谷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年3月28日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

集落営農（任意組織） 1組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

活用予定なし

6 地域農業の将来のあり方

・地域の中心となる経営体が、近い将来、大型農機具を導入し、水稻を中心とした農作業の作業受委託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指して、地域農業の維持・発展を図る。

・後継者育成のため、地元の若い世代をはじめ積極的に作業に参加するように工夫する。